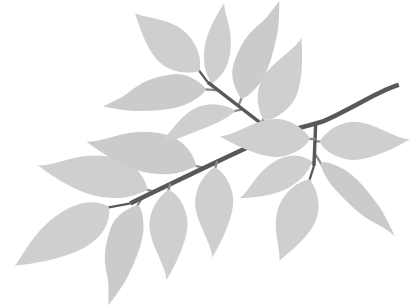


## 軽自動車税の税率が変わります

税制改正に伴い、軽自動車税の税率改正が行われました。

### ○原動機付自転車および二輪車など（平成28年度課税分から適用）

車種区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	50cc以下(ミニカー)	2,500円	3,700円
軽自動車	2輪(側車付き含む)	2,400円	3,600円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円



### ○三輪および四輪以上の軽自動車（平成28年度税率）

車種区分	税率	(1)旧税率	(2)標準税率 ※平成28年度 分以降の各年 度の税率	(3)重課	(4)軽課		
					(ア) 概ね25%軽減	(イ) 概ね50%軽減	(ウ) 概ね75%軽減
対象車両		平成27年3月31日までに新規検査済みの車両 ※ただし「初度検査年月」が平成14年までの車両は、平成28年度から(3)重課の税率	平成27年4月1日以後に新規検査をした車両	新規検査から13年を超える車両 ※「初度検査年月」が平成14年までの車両は、グリーン化を進める観点から、経年車重課を適用	平成27年4月1日～平成28年3月31日に新規検査をした減税対象の車両(注) ※環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽減税率を平成28年度分にかざり適用 (平成28年度税制改正により、軽減税率の適用期限が1年延長される見込で、平成28年4月1日～平成29年3月31日に新規検査をした減税対象車両についても、平成29年度分の軽自動車税に適用)		
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪 乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
四輪 貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円

※新規検査(新車登録)の年月は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」に記載

#### (注)軽課対象車両

税率	軽乗用車	軽貨物車
(ア) 概ね25%軽減	平成32年度燃費基準達成車	平成27年度燃費基準 +15%達成車
(イ) 概ね50%軽減	平成32年度燃費基準 +20%達成車	平成27年度燃費基準 +35%達成車
(ウ) 概ね75%軽減	電気自動車および天然ガス自動車	電気自動車および天然ガス自動車

・電気自動車および天然ガス自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両にかぎる。  
・ガソリン車およびハイブリッド車は、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物などの排出量が少ない車両にかぎる。